

国立国語研究所客員教員規程

平成21年10月 1日

国語研規程第38号

改正 平成22年10月18日

改正 平成24年 4月20日

改正 平成27年 3月25日

改正 平成28年 4月 1日

改正 令和 5年 1月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構客員教員規程（人間文化研究機構規程第108号。以下「機構規程」という。）第10条の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）における客員教員について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 客員教員とは、研究所における事業、共同研究及び各種研究の推進を図るために採用される者（人間文化研究機構パートタイム職員就業規則（人間文化研究機構規程第20号）を適用される者）で、次の各号のいずれかに該当する業務に従事する者をいう。

(1) 研究所全体に関する特定の事業（国際、IR、広報、情報、大学院）を担当させる場合

(2) 研究所が実施する共同研究プロジェクト又はセンター研究プロジェクトの代表者を担当させる場合

(3) 研究所の専任分野ないし、学際的又は総合的な研究を担当させる場合

(4) その他所長が特に必要と認めた場合

2 海外から招へいする恒常的に勤務する客員教員（1日7時間45分、週5日勤務）については、別に定める。

(選考)

第3条 客員教員の選考は、所長、副所長、研究主幹及びセンター長から提出された個人調書等に基づき、運営会議が行い、所長が決定する。

(資格等)

第4条 所長は、次に掲げる資格を有する者に対して、客員教授又は客員准教授の称号を付与する。

(1) 客員教授 大学共同利用機関法人人間文化研究機構研究教育職員の特例に関する規程（人間文化研究機構規程第23号。以下「特例規程」という。）第4条第2項の基準を満たす者

(2) 客員准教授 特例規程第4条第3項の基準を満たす者

(契約期間)

第5条 客員教員の契約期間は、一事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）の範囲内とし、5年を超えない範囲で、これを更新できるものとする。

(通知)

第6条 客員教員として採用する場合には、別紙様式の通知書をもって本人に通知するものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、客員教員に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月18日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月18日から施行する。

通 知 書

<p>(氏 名)</p> <p>○ ○ ○ ○</p>	<p>(現 職)</p>
<p>(通知内容)</p> <p>国立国語研究所客員教授（客員准教授）に採用する</p> <p>任期は、平成 年 月 日までとする</p>	
<p>(通知年月日及び通知者)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>大学共同利用機関法人 人間文化研究機構</p> <p>国立国語研究所長 ○ ○ ○ ○ 印</p>	
<p>(備 考)</p>	